

第五十八回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第二十九号

昭和四十三年五月七日(火曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長代理理事 毛利 松平君

理事 金子 一平君 理事 渡辺美智雄君

理事 只松 祐治君 理事 村山 喜一君

理事 竹本 孫一君

大久保武雄君 大村 襄治君

奥野 誠亮君 河野 洋平君

笹山茂太郎君 西岡 武夫君

古屋 亨君 坊 秀男君

村上信二郎君 村山 達雄君

山下 元利君 吉田 重延君

阿部 助哉君 広沢 賢一君

広瀬 秀吉君 武藤 山治君

横山 利秋君 岡澤 完治君

小川新一郎君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省主計局次 長 海堀 洋平君

林野庁長官 片山 正英君

委員外の出席者

議 員 横山 利秋君

大蔵省主計局給 与課長 津吉 伊定君

専 門 員 坂井 光三君

四月二十五日

委員岡澤完治君辞任につき、その補欠として西

村榮一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として

岡澤完治君が議長の名で委員に選任された。

同月二十六日

委員奥野誠亮君、古屋亨君、佐藤觀次郎君及び

岡澤完治君辞任につき、その補欠として宇都宮

徳馬君、大平正芳君、山崎始男君及び西村榮一

君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員宇都宮徳馬君、大平正芳君、山崎始男君及

び西村榮一君辞任につき、その補欠として奥野

誠亮君、古屋亨君、佐藤觀次郎君及び岡澤完治

君が議長の名で委員に選任された。

五月六日

委員飯岡兵輔君辞任につき、その補欠として山

田久就君が議長の名で委員に選任された。

同月七日

委員野口忠夫君、岡澤完治君及び中野明君辞任

につき、その補欠として横山利秋君、西村榮一

君及び小川新一郎君が議長の名で委員に選任

された。

同日

委員横山利秋君及び西村榮一君辞任につき、そ

の補欠として野口忠夫君及び岡澤完治君が議長

の名で委員に選任された。

四月二十七日

国税審判法案(横山利秋君外十二名提出、衆法

第三〇号)

同月二十四日

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願外

七件(神門至馬夫君紹介)(第四五五五号)

同外十件(佐藤觀次郎君紹介)(第四五五六号)

同(武部文君紹介)(第四五五七号)

同外十二件(中村重光君紹介)(第四五五八号)

中小企業に対する国民金融公庫の融資制度改善

に関する請願(井手以誠君紹介)(第四五五九号)

同(枝村要君紹介)(第四五六〇号)

同外六件(大柴滋夫君紹介)(第四五六二一)

同外二件(岡本隆一君紹介)(第四五六二二)

同(加藤清二君紹介)(第四五六二三)

同外二件(勝間田清一君紹介)(第四五六四四)

同外二件(黒田寿男君紹介)(第四五六五五)

同(小松幹君紹介)(第四五六六六)

同外三件(田邊誠君紹介)(第四五六六七)

同(武部文君紹介)(第四五六七八)

同(中嶋英夫君紹介)(第四五六八九)

同外二件(成田知巳君紹介)(第四五七〇号)

同(平林剛君紹介)(第四五七一)

同(細谷治嘉君紹介)(第四五七二)

同(八百板正君紹介)(第四五七三)

同(内藤良平君紹介)(第四五七四)

同(井岡大治君紹介)(第四五七五)

同(川村維義君紹介)(第四五七六)

同(河野正君紹介)(第四五七七)

同(工藤良平君紹介)(第四五七八)

同外五件(佐野憲治君紹介)(第四五八四)

同(武部文君紹介)(第四五八五)

同(只松祐治君紹介)(第四五八六)

同外六件(戸叶里子君紹介)(第四五八七)

同(長谷川正三君紹介)(第四五八八)

同(浜田光人君紹介)(第四五八九)

同(山本弥之助君紹介)(第四五九〇)

同月三十日

音楽、舞踊、演劇及び映画等の入場税撤廃に関

する請願(稲葉修君紹介)(第四五九〇号)

同(小沢佐重喜君紹介)(第四五九一)

同(木野晴夫君紹介)(第四五九二)

同(黒金泰美君紹介)(第四五九三)

同(中川一郎君紹介)(第四五九四)

同(古井喜實君紹介)(第四五九五)

同(井上善方君紹介)(第四五九七)

同(太田一夫君紹介)(第四五九八)

同(久保三郎君紹介)(第四五九九)

同外三十一件(中村重光君紹介)(第四六〇〇)

同外三件(橋崎弥之助君紹介)(第四六〇一)

同(畑和君紹介)(第四六〇二)

同外二件(浜田光人君紹介)(第四六〇三)

同(平等文成君紹介)(第四六〇四)

同外三件(古川喜一君紹介)(第四六〇五)

同(柳田秀一君紹介)(第四六〇六)

業たばこ収納取扱所の統廃合に関する請願(湊

徹郎君紹介)(第四六〇七)

五月一日

中小企業に対する国民金融公庫の融資制度改善

に関する請願(阿部昭吾君紹介)(第四六〇二

号)

同(井上善方君紹介)(第四六〇三)

同(石野久男君紹介)(第四六〇四)

同外三件(島本虎三君紹介)(第四六〇五)

同外二十一件(下平正一君紹介)(第四六〇六)

同(広瀬秀吉君紹介)(第四六〇七)

同外三件(古川喜一君紹介)(第四六〇八)

同外二件(松前重義君紹介)(第四六〇九)

同(井上善方君紹介)(第四六一〇)

同外三件(加藤勲十君紹介)(第四六一一)

同(金丸徳重君紹介)(第四六一二)

同外三件(川崎寛治君紹介)(第四六一三)

同外八件(黒田寿男君紹介)(第四六一四)

同(佐野進君紹介)(第四六一五)

同(島上善五郎君紹介)(第四六一六)

同(内藤良平君紹介)(第四六一七)

同(平等文成君紹介)(第四六一八)

同外一件(古川喜一君紹介)(第四六一九)

同外二件(赤路友藏君紹介)(第五〇四八号)
同井上普方君紹介(第五〇四九号)
同小川三男君紹介(第五〇五〇号)
同河上民雄君紹介(第五〇五一号)
同工藤良平君紹介(第五〇五二号)
同柴田健治君紹介(第五〇五三号)
同外一件(武部文君紹介)(第五〇五四号)
同外一件(原茂君紹介)(第五〇五五号)
同外一件(松前重義君紹介)(第五〇五六号)
同外三件(美濃政市君紹介)(第五〇五七号)
同(唐橋東君紹介)(第五〇八九号)
同外一件(木原津與志君紹介)(第五〇九〇号)
同外三件(黒田寿男君紹介)(第五〇九一号)
同(後藤俊男君紹介)(第五〇九二号)
同外二件(古川喜一君紹介)(第五〇九三号)
同外一件(米田東吾君紹介)(第五〇九四号)
同外二件(石田有全君紹介)(第五〇九五号)
同(石橋政嗣君紹介)(第五〇九六号)
同(加藤万吉君紹介)(第五〇九七号)
同(柴田健治君紹介)(第五〇九八号)
同(内藤良平君紹介)(第五〇九九号)
同外二件(浜田光人君紹介)(第五一〇〇号)
同外七十九件(美濃政市君紹介)(第五一〇一六号)
音楽、舞踊、演劇及び映画等の入場税撤廃に關する請願(荒松清十郎君紹介)(第五一〇二二号)
同(稻村左近四郎君紹介)(第五一〇二二号)
同(宇都宮徳馬君紹介)(第五一〇二三号)
同(宇野宗佑君紹介)(第五一〇二四号)
同(白井莊一君紹介)(第五一〇二五号)
同(浦野幸男君紹介)(第五一〇二六号)
同(江崎眞澄君紹介)(第五一〇二七号)
同(江崎眞澄君紹介)(第五一〇二八号)
同(川崎秀二君紹介)(第五一〇二九号)
同(菊池義郎君紹介)(第五一〇三〇号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第五一〇三一号)
同(小宮山重四郎君紹介)(第五一〇三二号)
同(河野洋平君紹介)(第五一〇三三号)
同(佐々木秀世君紹介)(第五一〇三四号)
同(塩川正十郎君紹介)(第五一〇三五号)

同(塩谷一夫君紹介)(第五一〇二六号)
同(菅波茂君紹介)(第五一〇二七号)
同(砂田重民君紹介)(第五一〇二八号)
同(田澤吉郎君紹介)(第五一〇二九号)
同(高橋清一郎君紹介)(第五一〇三〇号)
同(地崎宇三郎君紹介)(第五一〇三一号)
同(永田亮一君紹介)(第五一〇三二号)
同(原健三郎君紹介)(第五一〇三三号)
同(原田憲君紹介)(第五一〇三四号)
同(古川文吉君紹介)(第五一〇三五号)
同(漢徹郎君紹介)(第五一〇三六号)
同(森田重次郎君紹介)(第五一〇三七号)
同(山崎巖君紹介)(第五一〇三八号)
同(和爾俊二郎君紹介)(第五一〇三九号)
同(天野公義君紹介)(第五一〇四〇号)
同(天野光晴君紹介)(第五一〇四一号)
同(小川平二君紹介)(第五一〇四二号)
同(奥野誠亮君紹介)(第五一〇四三号)
同(菅野和太郎君紹介)(第五一〇四四号)
同(篠田弘作君紹介)(第五一〇四五号)
同(南條徳男君紹介)(第五一〇四六号)
同(野田武夫君紹介)(第五一〇四七号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第五一〇四八号)
同(井出一太郎君紹介)(第五一〇四九号)
同(金子一平君紹介)(第五一〇五〇号)
同(小泉純也君紹介)(第五一〇五一号)
同(小泉純也君紹介)(第五一〇五二号)
同(佐藤孝行君紹介)(第五一〇五三号)
同(白濱仁吉君紹介)(第五一〇五四号)
同(渡海元三郎君紹介)(第五一〇五五号)
同(長谷川峻君紹介)(第五一〇五六号)
同(三ツ林弥太郎君紹介)(第五一〇五七号)
同(八木徹雄君紹介)(第五一〇五八号)
同(山下元利君紹介)(第五一〇五九号)
は本委員会に付託された。

四月二十五日
国立療養所の特別会計制反対に關する陳情書外二十六件(貝塚市議會議長上岡兼千代外二十六名)
(第二三三号)
同外九件(岡山県吉備郡真備町議會議長守屋春雄外九名)(第二三三七号)
口付たばこの製造廃止反対に關する陳情書(栃木県議會議長安藤満次郎)(第二三三二二号)
政府関係中小企業専門金融機関に対する資金増額に關する陳情書(岡山県議會議長天野与市)(第二三四四号)
国立医療機関の特別会計制反対に關する陳情書外四件(東京都北多摩郡久留米町議會議長寺本亮晃外四名)(第二三八八号)
たばこ値上げ中止に關する陳情書(兵庫県議會議長丹羽栄一)(第二三一九号)
支那事変国債の償還に關する陳情書(奈良県北葛城郡当麻町南今市吉村栄二郎外六十名)(第二三二〇号)
は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)
国税審判法案(横山利秋君外十二名提出、衆法第三〇号)
昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四四号)
国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(武藤山治君外十一名提出、衆法第一八八号)
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(武藤山治君外十四名提出、衆法第一七七号)
○毛利委員長代理 これより會議を開きます。委員長所用のため、指名により私が委員長の職務を行ないます。
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、本案に對しまして、自由民主党、民主社会党を代表して、金子一平君外二十四名より修正案が提出されておりますので、提出者の趣旨説明を求めます。金子一平君。
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案に對する修正案
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和四十三年四月一日」を「公布の日」に改める。
○金子(一)委員 ただいま議題となりました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。
案文は、印刷してお手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。
御承知のとおり、政府原案では、この法律は昭和四十三年四月一日から施行することとしたしておりますが、御説明申し上げるまでもなく、現在すでにその期日を経過いたしておりますので、これを「公布の日」から施行することに改めようとするものであります。
何とぞ御審議の上、御賛成くださいますようお願い申し上げます。
○毛利委員長代理 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。
御質疑はありませんか。——御質疑もないようでありますので、本案並びに本修正案に對する質疑はこれにて終了いたしました。

○毛利委員長代理 これより本案並びに本修正案について討論に入ります。

通告がありますので、これを許します。阿部助哉君。

○阿部助哉委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となっております国有林野事業特別会計法の一部改正案並びにこの修正案について反対の討論を行ないます。

ただいま議題となっており、国有林野事業特別会計法の一部改正案は、国有林野事業特別会計に属する特別積立金引当資金は従来一般会計に繰り入れていたが、当分の間、森林開発公団に対する出資に優先的に使用することができるとしたのであります。また、森林開発公団は二十五年に熊野並びに剣山の開発のためにつくられたものでありまして、その使命はおおむね終了しておると思ふのであります。

ただ、一度公団をつくりまして、何らかの理由をつけて温存することが今日までのならわしのようでありまして、行政機構の整理として問題になつてゐるところであります。

わが国の森林面積は国土の七〇％を占め、気象条件に恵まれながら木材資源の不足は、石油に次ぐ輸入依存度を見ております。人工造林あるいは林道問題など、林野行政の貧困を証明する以外の何ものでもありません。

国会における官行造林の決議等に見られますように、政府において林道の開発など一貫した林野行政の推進、ことに零細山持ちの造林に対する補助単価の引き上げや、あるいは林業労働者の労働条件の改善等に格段の努力を払うべきものであると考えるのであります。特に、この林業労働者の労働条件の劣悪なことは、労働不足、造林停滞の大きな原因になつてゐることは政府の白書が証明するところでございます。

このように、林野行政の根本的な姿勢の検討もなく、ただ公団の延命策をはかるがごときこのたびの改正に対して反対をし、したがって、修正案にも反対をいたしまして、討論を終わるものであります。

ります。(拍手)

○毛利委員長代理 小川新一郎君。

○小川(新)委員 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案並びに修正案に対し、私は、公明党を代表いたしまして、反対を表明するものであります。

すなわち、本法案における森林開発公団は、昭和三十一年の臨時行政調査会の答申においてその廃止を宣告された公団なのであります。公団が昭和三十一年に設立されたときの事業目的、すなわち、和歌山、奈良、三重三県の奥地に広がる熊野川流域と徳島県の剣山地区の森林開発のための林道建設をうけつたに過ぎず、その使命を全うしたのであります。

しかるに、現今の公団においては、その仕事のすべてを林野庁の委託に待ち、事業費全額が国有林野事業特別会計から出されてゐる状態でありまして、公団は、林野庁から頼まれた林道が完成すると直ちに林野庁に引き渡し、その後の管理は営林局、営林署で行なつてゐるのであります。したがって、林野庁が民間に請け負わせるのと何ら変わりなく、さらには委託を受けた公団は、民間の建設会社に事業を請け負わせてゐるのであります。また、公団の職員は多くは林野庁、営林局、営林署の出身で占められており、まさに林野庁の外局となつてゐる現状なのであります。

このように、単なる林野庁と民間建設会社のクッションにすぎず、林野庁の外局にすぎない公団は、直ちに廃止すべきであり、また、かような公団に対し優先的に出資をするという本法案に対しては反対せざるを得ないのであります。

さらに、これを機会に、政府は従来の林業政策をより一そう国土の保全及び健全な林業向上のための政策に改めるよう主張する次第であります。

今日の日本の林業の実態を見ると、みずから国土を、緑の山々に囲まれたふくいきたる国土建設を希望する国民の願いとはうらはらに、国内の木材資源は減少の一途をたどり、木材価格は天井知らずの高騰にあえいでおり、安易な輸入木

材にたよりわが国経済の負担となつており、あまつさえ、その価格も上昇してゐるのであります。

これに対し、政府の造林政策はいかがでありますでしょうか。昭和四十一年の決定以来、種々の変更をなし、伐採は無計画に行なわれ、造林は進まず、森林育成の道は進まず、まさに国に計画のなきにひとしき状態でありまして、日本の山の三二％は人工林であり、そのうちの六七％は戦後の植林であり、代採することはできないのであります。

また、六八％は天然林が占めてゐますが、そのうちの四〇％は薪炭林という現状において、政府は昭和九十年の時点において九〇％の自給率を達成するとの計画を立ててはいるが、実際の政策は非常に問題を含んでゐるのであります。

すなわち、一ヘクタールないし五ヘクタールを所有してゐる林家は、世帯にして九〇・五％もあり、その面積も三九％を占めてゐるのであります。これらの階層にこそ政府は強力な施策を講ずべきであるのに、その補助はきわめて微少であります。これらの林家所得は四十一年度、年間わずか六万円であり、今日の物価高の前に、もろくもその林業にかける情熱の火も消えんとしてゐるのであります。

また、育林事業の平均賃金は四十一年度において日当わずか千円足らずであり、たとえば同じような仕事の大工さんと比べ、たいへん低い状態であります。また、国有林野関係の職員にしても、その給与はきわめて低いのであります。

このように、育成事業に対する補助も微少であり、それに関係する労働者の給与も、一般に比べて非常な悪条件のもとに置かれており、いかに造林政策を政府が叫んだところで、林業従事者は減少し、造林の効果のあがらないことは明らかであります。

政府は、いたずらに公団のごとき不要なものに金を出す愚を改め、民間所有地に国が植林し、収益を折半する等の積極的な林業振興をはかり、治山治水、出かせぎ不要等の広い視野に立つて、周辺地区の経済的発展をはかりつつ、現在問題になつ

ている過疎化対策の一環として、総合的政策を推進していくよう強く要望し、反対討論といたすものであります。(拍手)

○毛利委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

まず、金子一平君外二十四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長代理 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これを可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長代理 起立多数。よつて、修正部分を除いて原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○毛利委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長代理 次に、横山利秋君外十二名提出の国税審判法案を議題といたします。

国税審判法案

国税審判法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国税審判庁(第三條―第十三條)
第三章 審判(第十四條―第四十八條)
第四章 罰則(第四十九條―第五十條)
附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国税に係る行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に対する不服について、独立の国税審判庁が審判を行なうこととする制度を設け、もつて納税者の権利利益の救済を図り、あわせて税務行政の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国税」とは、国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

2 この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為でその内容が継続的性質を有するもの(以下「事実行為」という。)が含まれるものとする。

第二章 国税審判庁

(設置)

第三条 内閣総理大臣の所轄の下に、国税審判庁を置く。

(種別)

第四条 国税審判庁は、中央国税審判庁及び地方国税審判庁の二とする。

2 中央国税審判庁は、東京都に置く。

3 地方国税審判庁の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(所掌事務)

第五条 国税審判庁は、国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審判に関する事務をつかさどる。

(権限)

第六条 国税審判庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく

命令を含む)に従つてされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 職員任免及び賞罰を行ない、その他職員の人事を管理すること。

六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

七 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。

八 国税審判庁の公印を制定すること。

九 国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審判を行なうこと。

十 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき国税審判庁に属させられた権限

(長官及び庁長)

第七条 中央国税審判庁に長官を、地方国税審判庁に庁長を置く。

2 中央国税審判庁長官は、国税審判庁審判官の経歴を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 地方国税審判庁長官は、国税審判庁審判官のうちから、内閣総理大臣が補する。

(職権の行使)

第八条 審判官(中央国税審判庁長官及び国税審判庁審判官をいう。以下同じ。)は、独立してその職権を行なう。

(審判官、調査官及び事務官)

第九条 国税審判庁に、国税審判庁審判官、国税審判庁調査官及び国税審判庁事務官を置く。

2 国税審判庁調査官は、審判官の命を受けて、第五条(所掌事務)に規定する審判に関して必要な調査をつかさどる。

3 国税審判庁事務官は、上司の命を受けて、国

税審判庁の事務をつかさどる。

4 国税審判庁の長が指定する国税審判庁事務官は、審判官の命を受けて、事件に関する書類の作成、保管及び送達に関する事務をつかさどる。

5 国税審判庁審判官は、国税に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(構成)

第十条 中央国税審判庁は、審判官五人をもつて構成する合議体で審判を行なう。

2 地方国税審判庁は、審判官三人をもつて構成する合議体で審判を行なう。ただし、簡易な事項に係る処分については、地方国税審判庁は、審判請求人の同意を得たときは、一人の審判官で審判を行なう。

3 第一項及び前項本文の場合においては、審判官のうち一人を審判長とする。

4 第二項ただし書の規定により一人で審判を行なう審判官は、事件が一人の審判官で審判を行なうのに不適当であると認めるときは、同項本文に規定する合議体で審判を行なう旨の決定をすることができ。

(定員)

第十一条 国税審判庁の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十九条第一項(定員)の定員は、千七人とする。

(支部)

第十二条 地方国税審判庁の事務の一部を取り扱わせるため、その地方国税審判庁の管轄区域内に、地方国税審判庁の支部を設ける。

(政令への委任)

第十三条 国税審判庁の事務処理に関する事項は、政令で定める。

第三章 審判

(審判の請求)

第十四条 国税に係る処分(行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第四条第一項第七号(不服申立てをすることができない処分)に掲げる処分)に該当するものを含まないものとする。以下この章において同じ。)で国税庁長官が

したものに不服がある者は中央国税審判庁に対し、国税に係る処分で国税局長、税務署長、税関長又は国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長がしたものに不服がある者は当該国税局、税務署、税関又は国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の所在地を所轄する地方国税審判庁に対し、それぞれ、その処分があつたことを知つた日(その処分に係る通知を受けたときは、その受けた日。以下この条において同じ。)の翌日から起算して一月以内に審判の請求をすることができ。

2 国税に係る処分で国税局長、税務署長、税関長又は国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長がしたものに不服がある者があつたときは、次の各号の一に該当するときは、その審判の請求は、前項、第五項及び次条第一項の規定にかかわらず、中央国税審判庁に対してしなければならない。

一 その処分が、税務署長がした処分、その処分に係る事項に関する調査が国税庁の当該職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものであるとき。

二 その不服が国家行政組織法第十四条第二項(訓令又は通達)の規定により国税庁長官が発する通達が法令に適合しないことを理由とするものであるとき。

3 国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の職員(審判官を除く)がした処分は、それぞれその処分をした職員の所属する国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の長がした処分とみなして、前二項の規定を適用する。

4 審判の請求は、国税に係る行政庁の処分に対する不服がある者が国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第七十六条第一項(異議申立て)若しくは第七十七条第一項(納税地異動の場合における異議申立て等)の規定による異議申立て又は同法第七十九条第一項から第三項まで(審査請求)の規定による審査請求をしたときは、することができない。

5 国税通則法第七十六条第一項の規定による税務署長に対する異議申立てについての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者がその決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、前項の規定にかかわらず、当該税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に対し、その決定の通知を受けた日の翌日から起算して一月以内に審判の請求をすることができ、ただし、同法第七十九条第三項の規定による審査請求をしたときは、この限りでない。

6 第一項又は前項の場合において、天災その他第一項又は前項の期間内に審判の請求をしなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に第一項又は前項の審判の請求をすることができ、

7 審判の請求は、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

8 審判請求書を郵便で提出した場合における審判の請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

9 処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）が誤つて第一項又は第五項から第七項までに規定する期間よりも長い期間を審判の請求期間として告示した場合において、その告示された期間内に審判の請求がされたときは、当該審判の請求は、それぞれ第一項又は第五項から第七項までに規定する期間内にされたものとみなす。

10 国税通則法第八章第一節（不服審査）又は行政不服審査法の規定による不服申立てについての決定又は裁決その他の処分については、第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、審判の請求をすることができない。

（納税地異動の場合における審判請求先等）

第十五条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分（督促及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。以下この条及び

次条第一項において同じ。）があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長と前条第一項又は第五項の規定による審判の請求をする際における納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長とが異なるときは、その審判の請求は、前条第一項又は第五項の規定にかかわらず、現在の納税地に係る税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に対してしなければならない。この場合において、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長がしたものとみなす。

2 前項の審判の請求をする者は、審判請求書にその処分に係る税務署の名称を附記しなければならない。

（審判請求後の納税地異動の場合における審判機関の特例）

第十六条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分について審判の請求がされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その審判の請求がされている地方国税審判庁と異動後の納税地に係る税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁とが異なることとなるときは、当該審判の請求がされている地方国税審判庁は、審判請求人の申立てにより、当該審判の請求に係る事件を異動後の納税地に係る税務署の所在地を所轄する地方国税審判庁に移送することができる。

2 前項の規定により審判の請求に係る事件の移送があつたときは、はじめからその移送を受けた地方国税審判庁に審判の請求がされたものとみなし、当該地方国税審判庁がその審判の請求についての裁決を行なう。

3 第一項の規定により審判の請求に係る事件を移送したときは、その移送をした地方国税審判庁は、その審判の請求に係る審判請求書及び関係書類その他の物件をその移送を受けた地方国税審判庁に送付し、かつ、その旨を審判請求人に通知しなければならない。

（審判請求の方式）

第十七条 審判の請求は、審判請求書を提出してしなければならない。

2 審判請求書は、正副二通を提出しなければならない。

（法人でない団体又は財団の審判の請求）

第十八条 法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審判の請求をすることができ、

（総代）

第十九条 多数人が共同して審判の請求をしようとするときは、三人をこえない総代を互選することができ、

2 共同審判請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、国税審判庁は、総代の互選を命ずることができ、

3 総代は、各自、他の共同審判請求人のために、審判の請求の取下げを除き、当該審判の請求に関する一切の行為をすることができ、

4 総代が選任されたときは、共同審判請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができ、

5 共同審判請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審判請求人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

（代理人）

第二十条 審判請求人、処分庁及び参加人（以下「事件関係人」という。）は、弁護士、税理士又は国税審判庁の承認を得た者を代理人とするることができる。

2 国税審判庁は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

3 代理人は、各自、事件関係人のために、当該審判の請求に関する一切の行為をすることができ、ただし、審判の請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ、

（代表者の資格の証明等）

第二十一条 代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、前条第二項の場合を除き、審判請求人は、書面でその旨を国税審判庁に届け出なければならない。

（審判請求書の記載事項）

第二十二条 審判請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審判請求人の氏名又は名称並びに住所

二 審判の請求に係る処分

三 審判の請求に係る処分があつたことを知つた年月日（その処分に係る通知を受けたときは、その受けた年月日）

四 審判の請求の趣旨及び理由

五 処分庁の告示の有無及びその内容

六 審判の請求の年月日

2 審判請求人が、法人その他の団体若しくは財団であるときは、総代を互選したとき、又は代理人によつて審判の請求をするときは、審判請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

3 審判請求書には、審判請求人（審判請求人が法人その他の団体又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審判の請求をするときは代理人）が押印しなければならない。

（請求の却下）

第二十三条 審判の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、国税審判庁は、裁決で、これを却下しなければならない。

（補正）

第二十四条 審判の請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、国税審判庁は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

ならない。

2 国税審判庁は、審判請求人が前項の期間内に補正しないときは、裁決で、審判の請求を却下することができ。ただし、同項の不適用が輕微なものであるときは、この限りでない。

(管轄違反による移送)

第二十五条 審判の請求が管轄違反であるときは、国税審判庁は、すみやかに、当該審判の請求に係る事件を管轄国税審判庁に移送しなければならない。

2 第十六条第二項及び第三項(事件の移送による法律関係等)の規定は、前項の場合について準用する。

(審判請求書の副本の送達)

第二十六条 国税審判庁は、審判の請求を受理したときは、審判請求書の副本を処分庁に送達しなければならない。

(答弁書の提出等)

第二十七条 処分庁は、審判請求書の副本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を国税審判庁の指定する期日までに国税審判庁に提出しなければならない。

2 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

3 処分庁から答弁書の提出があつたときは、国税審判庁は、その副本を審判請求人に送付しなければならない。

(参加)

第二十八条 国税審判庁は、必要があると認めるときは、申立てにより、利害関係のある第三者を審理手続に参加させることができる。

2 国税審判庁は、前項の場合においては、あらかじめ当事者及び当該第三者の意見を聞かなければならない。

(審判の請求と国税の徴収との関係)

第二十九条 国税に係る行政庁の処分に対する審判の請求は、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下この条において同じ)による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、その審判の請求についての裁決があるまで、することができない。

2 国税審判庁は、必要があると認めるときは、審判請求人の申立てにより、審判の請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収又は滞納処分の続行を停止することができる。

3 国税審判庁は、審判請求人が、担保を提供し、審判の請求の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えを解除すること求めた場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、処分庁に対し、その差押えをしないこと又はその差押えを解除することを命ずることができる。

4 国税審判庁は、前二項の場合においては、あらかじめ処分庁の意見を聞かなければならない。

5 国税通則法第四十九条第一項第一号及び第三項(繰上請求の理由がある場合の納税の猶予の取消し)の規定は第二項の規定による徴収又は滞納処分の続行の停止の取消しについて、同法第五十一条第一項及び第二項(担保の変更等)の規定は第三項の規定による担保の提供があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「税務署長等」とあるのは、「国税審判庁」と読み替へるものとする。

(審理期日及び場所)

第三十条 国税審判庁は、審理期日及び場所を定め、審判請求人及び処分庁に通知しなければならない。

(審理の指揮)

第三十一条 審理期日における審理の指揮は、審判長(一人の審判官で審判を行なう場合には、審判官)が行なう。

(意見の陳述)

第三十二条 事件関係人は、審理期日に出頭し

て、意見を述べることができる。

(証拠提出の順序)

第三十三条 国税審判庁が処分庁の主張を合理的と認めたときは、審判の請求をした者がまず証拠の申出をし、その後処分庁が証拠の申出をするものとする。

2 処分庁は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

3 審判の請求の目的となつた処分が次の各号に掲げる処分該当するときは、前二項の規定にかかわらず、処分庁がまず証拠の申出をし、その後審判の請求をした者が証拠の申出をするものとする。

一 国税通則法第六十八条(重加算税)の規定による重加算税に係る賦課決定

二 所得税法昭和四十年法律第三十三号)第百五十条青色申告の承認の取消し)又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第百二十七条(青色申告の承認の取消し)の規定による青色申告の承認の取消し

(手続の併合又は分離)

第三十四条 国税審判庁は、必要があると認めるときは、数個の審判の請求を併合し、又は併合された数個の審判の請求を分離することができる。

(併合審理等)

第三十五条 国税通則法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正若しくは同法第二十五条(決定)の規定による決定又は同法第三十二条第一項若しくは第二項(賦課決定)の規定による決定(以下この条において「更正決定等」という)について審判の請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税審判庁は、申立てにより、前条の規定によるもののはか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について同法第七十六条第一項(異議申立て)若しくは

第七十七条第一項(納税地異動の場合における異議申立先等)の規定による異議申立て若しくは同法第七十九条第一項から第三項まで(審査請求)の規定による審査請求がされているとき、又は当該他の更正決定等についてこの法律の規定による審判の請求の裁決がされているときは、この限りでない。

2 前項の申立てがあつた場合には、国税審判庁は、当該審判の請求についての裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(審理のための処分)

第三十六条 国税審判庁は、審理を行なうため必要があるときは、事件関係人の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 国税審判庁は、審判官に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする審判官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(調書)

第三十七条 国税審判庁は、審理期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 利害関係人は、総理府令で定める手続に従い、前項の調書を開覧することができる。

(手続の受継)

第三十八條 審判請求人が審判の請求の裁決前に死亡したときは、承継人が、審判の請求の手続を受け継ぐものとする。

2 審判請求人について審判の請求の裁決前に合併があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団又は合併により設立された法人その他の社団若しくは財団が、審判の請求の手続を受け継ぐものとする。

3 前二項の場合には、審判の請求の手続を受け継いだ承継人又は合併後の法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を国税審判庁に届け出なければならぬ。この場合には、届出書には、死亡又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団にあつては、死亡又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

5 第一項の場合において、審判の請求の手続を受け継いだ承継人が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審判の請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、国税審判庁の許可を得て、審判の請求の手続を受け継ぐことができる。

(審判の請求の取下げ)
第三十九條 審判請求人は、裁決があるまでは、いつでも審判の請求を取り下げることができる。審判の請求の取下げは、書面で行なければならない。

(本案の裁決)
第四十條 審判の請求が理由がないときは、国税審判庁は、裁決で、当該審判の請求を棄却する。

2 処分(事実行為を除く。)についての審判の請求が理由があるときは、国税審判庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

3 事実行為についての審判の請求が理由があるときは、国税審判庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

4 処分が違法又は不当であるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審判請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、国税審判庁は、裁決で、当該審判の請求を棄却することができる。この場合には、国税審判庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁決の方式)
第四十一條 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審判長及び合議に参与した審判官が、これに署名押印をしなければならない。審判長又は合議に参与した審判官が署名押印をすることができないときは、合議に参与した審判官又は審判長が、その事由を附記して署名押印をしなければならない。

(裁決の効力発生)
第四十二條 裁決は、審判請求人(当該審判の請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十條第二項又は第三項(本案の裁決)の規定による裁決にあつては、審判請求人及び処分の相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつて送達することができる。公示の方法による送達は、国税審判庁が裁決

書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該国税審判庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 国税審判庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付することにより裁決の通知をしなければならない。

(裁決の拘束力)
第四十三條 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、当該処分が取り消された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、その通知を受けた者(審判請求人及び参加人を除く。)に当該処分が取り消された旨を通知しなければならない。

(書類その他の物件の返還)
第四十四條 国税審判庁は、裁決をしたときは、すみやかに、事件につき第三十六條第一項第三号(審理のための処分)の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(裁決の変更等)
第四十五條 裁決の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百九十三條ノ二第一項(判決の変更)及び第百九十四條第一項(判決の更正)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは「裁決」と、「裁判所」とあるのは「国

税審判庁」と、「其ノ言渡後一週間内」とあるのは「其ノ裁決が審判請求人に送達セラレタル後二週間内」と、「弁論」とあるのは「審理ノ為ノ処分」と読み替へるものとする。

(不服申立ての制限)
第四十六條 国税審判庁がこの章の規定によつてした裁決その他の処分(第三十六條第二項(審理のための処分)の規定によつて審判官がした処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(政令への委任)
第四十七條 この章に定めるもののほか、審判に關する手続は、政令で定める。

(審判に關する規定の適用除外)
第四十八條 この章の規定は、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定による処分については、適用しない。

第四十九條 第三十六條第一項第四号又は第二項(審理のための処分)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。
一 正当な理由がないのに、第三十六條第一項第一号又は第二項(審理のための処分)の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者
二 正当な理由がないのに、第三十六條第一項第二号(鑑定人に対する処分)の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者
三 第三十六條第一項第三号(物件の所有者等に対する処分)の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分に違反して物件を提出しない事件関係人以外の者

附則

第四十條 審判の請求が理由がないときは、国税審判庁は、裁決で、当該審判の請求を棄却する。

第四十一條 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審判長及び合議に参与した審判官が、これに署名押印をしなければならない。

第四十二條 裁決は、審判請求人(当該審判の請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十條第二項又は第三項(本案の裁決)の規定による裁決にあつては、審判請求人及び処分の相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。

第四十三條 裁決は、関係行政庁を拘束する。

第四十四條 国税審判庁は、裁決をしたときは、すみやかに、事件につき第三十六條第一項第三号(審理のための処分)の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第四十五條 裁決の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百九十三條ノ二第一項(判決の変更)及び第百九十四條第一項(判決の更正)の規定を準用する。

第四十六條 国税審判庁がこの章の規定によつてした裁決その他の処分(第三十六條第二項(審理のための処分)の規定によつて審判官がした処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第四十七條 この章に定めるもののほか、審判に關する手続は、政令で定める。

第四十八條 この章の規定は、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定による処分については、適用しない。

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(中央国税審判庁長官の任命に関する暫定措置)

2 この法律の施行後一年間は、第七條第二項(中央国税審判庁長官の任命)中「国税審判庁審判官の経歴を有する者」とあるのは、「国税審判庁審判官の経歴を有する者又は第九條第五項(国税審判庁審判官の任命)に規定する者」とする。

(経過措置)

3 この法律は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた国税に係る行政庁の処分についても、適用する。この場合において、第十四條第四項(審判の請求をすることができない場合)に規定する異議申立て又は審査請求には、この法律の施行前にされた同項に規定する異議申立て又は審査請求が含まれるものとする。

(国税通則法の一部改正)

4 国税通則法の一部を次のように改正する。

第七十六條第一項中「不服がある者は」の下に「その選択により」を加え、同条に次の一項を加える。

6 異議申立ては、第一項に規定する者が国税審判法(昭和四十三年法律第 号)第十四條第一項、第二項又は第五項(審判の請求)の規定による審判の請求をしたときは、することができない。

第七十九條第一項中「不服がある者は」の下に「その選択により」を加え、同条第三項中「その者は」の下に「その選択により」を加え、同条第五項中「及び第五項第一号」を「第五項第一号及び第六項」に改める。

第八十二條第一項本文中「不服申立てがされている」を「異議申立て又は審査請求(以下この条及び次条において「異議申立て等」という。)がされている」に、「その不服申立て」を「その異議申立て等」に改め、同項ただし書中

「ただし、」の下に「当該他の更正決定等について国税審判法第十四條第一項、第二項若しくは第五項(審判の請求)の規定による審判の請求がされているとき、又は」を加え、「不服申立て」を「異議申立て等」に改める。

第八十三條を削り、第八十四條第一項から第三項まで中「不服申立て」を「異議申立て等」に改め、同条を第八十三條とし、第八十五條を第八十四條とする。

第八章第一節中第四款の次に次の一款を加える。

第五款 審判の請求

(審判の請求)

第八十五條 国税に関する法律に基づく処分に不服がある者は、その選択により、国税審判法の定めるところにより、国税審判庁に對し、審判の請求をすることが出来る。

第八十六條の次に次の一條を加える。

(処分庁の訴えの提起)

第八十六條の二 国税審判庁の裁決に不服があるときは、当該裁決に係る処分をした国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長は、その裁決の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内に、裁判所に出訴することができる。

2 前項の場合において当該裁決に係る処分をした者が国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の職員であるときは、同項の規定の適用については、「国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長」とあるのは、「職員の所属する国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の長」とする。

3 国税審判庁を當事者とする訴訟については、国税審判庁の長が指定する審判官(中央国税審判庁長官及び国税審判庁審判官という。)が、国税審判庁を代表する。

第八十七條第一項各号列記以外の部分中「第八十五條」を「第八十四條」に、「異議申立てをすることが出来る」を「異議申立て又は審判

の請求をすることが出来る」に、「異議申立てについての決定」を「異議申立てについての決定又は審判の請求についての裁決」に、「審査請求をすることが出来る処分にあつては審査請求」を「審査請求又は審判の請求をすることが出来る処分にあつては審査請求又は審判の請求」に改め、同項第四号中「又は審査請求についての裁決」を「若しくは審査請求についての裁決又は審判の請求についての裁決」に改め、同項第五号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 審判の請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても裁決がないとき。

第八十七條第二項中「異議申立て又は審査請求について決定又は裁決」を「異議申立て若しくは審査請求又は審判の請求について決定若しくは裁決又は裁決」に、「その決定又は裁決」を「その決定若しくは裁決又は裁決」に、「決定書又は裁決書」を「決定書若しくは裁決書又は裁決書」に改める。

第八十八條に次の一項を加える。

3 国税に関する法律に基づく処分中各号に掲げるものに係る第一項の抗告訴訟においては、前二項の規定にかかわらず、相手方當事者がまず証拠の申出をし、その後その訴えを提起した者が証拠の申出をするものとする。

一 第六十八條(重加算税)の規定による重加算税に係る賦課決定

二 所得税法第五十條(青色申告の承認の取消し)又は法人税法第二百七條(青色申告の承認の取消し)の規定による青色申告の承認の取消し

臣の指揮等)の規定は、適用しない。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律による改正後の国税通則法第八十八條第三項の規定は、この法律の施行後に提起される同項の抗告訴訟について適用する。

(国税徴収法の一部改正)

6 国税徴収法(昭和三十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第二項中「審査請求又は同法」を「審査請求、国税審判法(昭和四十三年法律第 号)第十四條第一項若しくは第二項(審判の請求)の規定による審判の請求又は国税通則法」に改め、同項中「とあるのは」の下に「当該審判の請求については、」を「国税審判法第十四條第一項又は第五項から第九項まで(審判の請求の期間)の規定により審判の請求をする」とを加える。

第七十三條第一項各号列記以外の部分中「又は税関長」を「若しくは税関長又は国税審判庁」に改め、同条第二項中「又は裁決」を「若しくは裁決又は裁決」に改める。

(所得税法の一部改正)

7 所得税法の一部を次のように改正する。

第十九條中「決定」の下に「国税審判法(昭和四十三年法律第 号)第十四條第一項若しくは第二項(審判の請求)の規定による審判の請求についての裁決」を加える。

(法人税法の一部改正)

8 法人税法の一部を次のように改正する。

第十九條中「決定」の下に「国税審判法(昭和四十三年法律第 号)第十四條第一項若しくは第二項(審判の請求)の規定による審判の請求についての裁決」を加える。

(国家行政組織法の一部改正)

9 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「科学技術庁」を「科学技術庁」に改める。

国

学技術庁

に改める。

国

学技術庁

に改める。

(総理府設置法の一部改正)
10 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「科学技術庁」を「科学技術庁」に改める。
第十八条の表中科学技術庁の項の次に次のように加える。

国税審判庁
法律第(号)
(昭和四十三年)

11 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
第四十二条第二号中「協議団以外の」を削る。
第三十九条を次のように改める。
第三十九条 削除
第四十五条を次のように改める。
第四十五条 削除
第四十九条第一項の表中「五一、一五一人」を「五〇、七〇六人」に、「六七、五〇六人」を「六七、〇六一人」に改める。

別表

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京地方国税審判庁	東京都	神奈川県 千葉県 山梨県
関東信越地方国税審判庁	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 長野県 新潟県
大阪地方国税審判庁	大阪府	京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 滋賀県
札幌地方国税審判庁	北海道	
仙台地方国税審判庁	宮城県	岩手県 福島県 秋田県 青森県 山形県
名古屋地方国税審判庁	愛知県	静岡県 三重県 岐阜県
金沢地方国税審判庁	石川県	福井県 富山県
広島地方国税審判庁	広島県	山口県 岡山県 鳥取県 島根県
高松地方国税審判庁	香川県	愛媛県 徳島県 高知県
福岡地方国税審判庁	福岡県	佐賀県 長崎県
熊本地方国税審判庁	熊本県	大分県 鹿児島県 宮崎県

理 由

納税者の権利利益の救済を図り、あわせて税務行政の適正な執行に資するため、国税に係る行政の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に対する不服について、独立の国税審判庁が審判を行なうこととする制度を設ける必要がある。

ある。これが、この法律案を提出する理由である。
本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約七億円の見込みである。

○毛利委員長代理 提出者より提案理由の説明を聴取いたします。提出者横山利秋君。
○横山議員 たいま議題となりました国税審判法案につきまして、提案理由並びにその概要について御説明申し上げます。

まず第一は本法の必要性であります。
今日の税に対する納税者の希望、不満、不平はきわめて多いものがあります。しかし、戦後の混乱期と違い税務行政がより合理的に、より公平に行なわれることが必要であるにもかかわらず、納税者の苦情処理機構は十分な改善がされていない現状であります。

現在、国税通則法等により協議団制度が設けられているのでありますが、これは国税局長がみずから決定した事項を部下である協議団の意見に基づいて、みずからの手で修正するという理論的矛盾をおかしているといわなければなりません。また、国民は租税法定の原則に基づき、通達には拘束されないにもかかわらず、協議団の審査は事実上通達に基づいてなされております。この際審査は公平な第三者でなされることが必要であります。

税法以外には、公正取引委員会、労働委員会をはじめ、準司法的機関があつて、紛争処理機能は整備されており、他方、外国の例を見ましても、米国においては租税裁判所を含め、納税者の苦情処理機構が整備されております。

したがって、この際協議団制度を廃止し、国税庁から独立した国税審判庁制度を創設し、納税者の不服を公正に処理しようとするものであります。

第二に、この法律の目的といたしましては、国税のうち、関税、とん税、特別とん税以外の税に関する行政庁の違法、または不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に対する不服については独立の国税審判庁が審判を行ない、納税者の権利利益の救済をはかり、行政の適正な執行をはかることとあります。

第三に、その機構として、内閣総理大臣のもと

に国税審判庁を置き、地方には十一の地方国税審判庁を置くこととし、さらに地方支部を設けております。また、審判庁には、審判官、調査官、事務官を置き、審判事務に当たらしめることにいたしております。

第四に、審判の手続につきましては、納税者は処分があつた日から、原則として一ヵ月以内に審判の請求をすることとし、請求は事案が国税庁に関する問題であるときは、中央審判庁へ行ない、他は地方審判庁へ行なうこととしております。なお、審判請求人は代理人を置くことができることとしております。

第五に、審判庁の行為といたしましては、
1 利害関係者を手続に参加させることができる。

2 国税の全部または一部の徴収または滞納処分の執行を停止することができる。また、差し押えをしないこと、または差し押えを解除することを命ずることができる。

3 審判は期日、場所を定め関係者に通知し、審判長が指揮して行なう。

4 必要あれば数個の審判の併合、または分離をして審判することができる。

5 審判庁は出頭、鑑定、物件提出、立ち入り検査等の権限を持つ。

第六に、審判庁の裁決といたしましては、
1 請求が理由あれば処分の全部または一部を取り消す。

2 公共の福祉に適合しない場合は請求を棄却するが、裁決で処分が違法または不当であることを宣言しなければならぬ。

3 裁決効力は裁決の送達によって生ずる関係行政庁を拘束する。

4 裁決や処分については行政不服審査法による申し立てができないう規定しております。その他、罰則の規定及び関係法律の改正規定を設けております。また、この法律による協議団廃止に伴う人員削減は約四百五十人であり、審判庁

設置に伴う人員は約千人でありまして、所要の定員改正を行なっております。なお、所要経費は当面右の人員の差の年間所要給与額を若干上回る額と、他の若干の所要経費との合計額であります。

以上が本法案の要旨であり、全文五十条にわたっております。今日税務行政に關し納税者の不満はきわめて広範多岐であつて、民主的かつ合理的な苦情処理機構を整備することは各方面の強い要望となつておりますことにかんがみ、何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○毛利委員長代理 これにて提案理由の説明は終りました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○毛利委員長代理 次に、昭和四十二年における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律の一部を改正する法律案、武藤山治君外十一名提出の国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び武藤山治君外十四名提出の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

○廣瀬秀吉君 質疑の通告がありますので、順次これを許します。廣瀬秀吉君。

○廣瀬(秀)委員 共済関係の二法案について質問をいたしたいと思います。

もうすでに共済組合法の改正案のかかるたびに問題になり、本大蔵委員会においてもしばしば附帯決議等も付しましてその善処を強く要求をしてきた問題は、いわゆる年金のスライドの問題であります。そのことが法律上も、国家公務員共済組合法の第一条の二の改正ということ、いわゆる調整スライド規定と俗にいわれるものが入ったわけでありまして、それにもかかわらず、具体化はさ

れない、一向に制度的な前進がはかられないという現状にあるわけでありまして。特に昨年のこの委員会におきましては、もうそういうことではない、このスライド問題を解決するために責任官庁をきめなさい、こういうことが附帯決議につけられました。そして、各省の連絡調整をはかる何らかの機関を持つ、こういうことも言われたわけでありまして。そして、それを四十三年中には検討を終えるんだ、こういうような趣旨で附帯決議をつけたわけでありまして、その後の、この附帯決議の趣旨に従つてこの問題についての検討の状況というものをまますお聞かせをいただきたいと思うわけでありまして。

○津吉説明員 先生御指摘になりましたように、前回の本委員会における附帯決議におきまして、いわゆるスライド調整につきましては、四十三年度を目途として検討するということになっておりますが、御承知のように、昨年六月に社会保障制度審議会から、公的年金全般につきましてその給付額の調整等についての申し入れが内閣総理大臣に對し行なわれたわけでございます。それで、特にそれが根拠になったわけでもございませんが、その直後におきまして、昨年の七月、関係各省の次官會議の申し合わせによりまして、総理府に、公的年金制度調整連絡会議というものが設けられたのでございます。調整連絡会議におきましては、内閣官房審議室長が主宰いたしまして、御承知のように、公的年金にかかわる各所管部局——総理府の人事局あるいは総理府の恩給局、それから共済関係でわれわれ文部省の管理局、厚生省の保険局、厚生省の年金局等々、公的年金全般の所管部局の各省を構成員といたしまして審議を進めたわけでございます。

それで、その事項につきましては、社会保障制度審議会の申し入れにもありますように、各公的年金制度の目的、性格、制度の仕組みに基づきまして、それぞれの共通部分と各制度独自の特殊部分、これをはっきりと区分整理いたしまして、年金

額の調整、それから調整にかかわる負担方法、それから最低保障あるいは通算というふうな、各公的年金全般につきましても重要な問題の検討を進めるということに相なつたのでございます。

その後、数次——十回に及ぶ會議を開催いたしまして、社会保障制度審議会からの申し入れの趣旨をあらためて確認をいたしまして、各公的年金の制度の内容を各構成員が理解した上に立ちまして、御指摘の、まづ具体的な年金額改定の運用方法について何がしの結論を出すということとを第一義的な問題にしたのでございます。

ただいまのところ、各種公的年金における生活保障部分、これが固定的な部分でございますが、それと報酬比例にかかわる部分というふうなそれぞれ部分の性格に基づいて調整を行ないます際に、それらの部分についてはいかなる方針で臨むべきであるかということを中心にして審議を進めておるところでございます。ただし、非常に問題は、各国の制度等研究を要することでありまして、直ちに結論を得る見込みというものは早急に立てられないのでございますけれども、ただいま申し上げましたような内閣総理大臣官房審議室におきまして主宰をしておるその主宰のスケジュールにおきましては、可及的すみやかに結論を得たいということとわれわれも鋭意検討を相ともに進めておるといふ状況でございます。

○廣瀬(秀)委員 いまだいへん詳細に給与課長述べられたわけですが、詳細に述べたわりには実体的にはたいした前進がないということとを告白したようなものであります。

そこで、恩給局来ておりますか。——恩給審議会が三月に答申を出しておりますね。その中でもこの調整規定の運用とその基準というふうなことに付いて答申をされておりますし、また、調整の方法等についてもかなり具体的なあるいは経過措置に至るまで答申を出しておられる。こういう問題、これはいままでも過去われわれが申し上げておつたようなことを大体受け入れたような形で、こういう方向で調整を実際にやるべきだ、恩給年

金の価値というものを物価値上げの中で保全をしていかなければいけないという必要性を非常に認められて、具体的に物価との関係を調整するということだけではなしに、今日の公務員の給与水準との調整というふうなことも十分配慮すべきだといふようなこともいわれておるわけでありまして。さらにこの経過措置というふうなところでは、調整の基準を適用するにあつては、現在までのいわゆる年金を算定する基礎になつてゐる仮定俸給といふものと、現在の公務員給与の水準といふものと、そういうふうなものととの差を何らかの形で詰めていふと、そういう措置も必要ではないかといふこととまで具体的に示されてゐるわけですね。こういうふうな問題について、この答申を受けた担当の総理府恩給局としては、この問題についてはどういふように進められるお考えでおりますか。——恩給局おりませんか。

〔定数が足らない〕と呼び、その他発言する者あり〕

○毛利委員長代理 お静かに願います。

次回は、明八日水曜日、午前十時十五分理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十六分散会